

# 三条市から転出される方へ

★来庁不要でとっても便利！転出届は「引越しワンストップサービス」をご利用ください。

署名用電子証明書等が有効なマイナンバーカードをお持ちの方は、スマートフォンやパソコンからマイナポータルで転出届（国外転出を除く）ができるため、三条市役所への来庁が原則不要です。

△転入届は、必ず転入先の市区町村窓口に来庁し手続が必要です。

●引越しワンストップサービスで転出された方は、各種喪失等の手続についてスマート申請で手続をしていただくことで来庁が不要になります。

●市民総合窓口（三条市市民窓口課）は来庁予約ができます。

市民総合窓口で手続を行う方は、三条市ホームページからスマートフォンやパソコン、電話（住所異動予約専用 ☎050-1809-3465）で予約が可能です。

栄・下田サービスセンターでの手続は予約不要です。

詳しくは、三条市ホームページをご覧ください。

●本人確認書類（期限や資格が有効なもの）をお持ちください。

〈顔写真あり1点〉マイナンバーカード、運転免許証、身体障害者手帳、パスポート、在留カードなど

〈顔写真なし2点〉健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、医療受給者証、年金手帳・基礎年金番号通知書など

●受付時間：平日午前9時から午後4時30分（時間外サービスは、令和8年3月31日をもって終了します。）

●転出手続の窓口（他の担当部署で手続が必要なときは、転出手続終了後にご案内します。）

窓口	所在地	電話番号
市民総合窓口（三条市市民窓口課）	〒955-8686 三条市旭町2丁目3番1号	☎0256-34-5540
栄サービスセンター（栄庁舎）	〒959-1192 三条市新堀1311番地	☎0256-45-1110
下田サービスセンター（下田庁舎）	〒955-0192 三条市荻堀830番地1	☎0256-46-5906

項目	対象者・必要なもの	その他	問合せ先
転出届	<p>【対象者】 三条市から市外に引越しされる方</p> <p>【手続方法・必要なもの】</p> <p>1 引越しワンストップサービス（届出期間：転出予定日の30日前から転出後10日） スマートフォン等からマイナポータルで転出届（国外転出を除く）ができるため、三条市役所への来庁が原則不要です。詳しくは、三条市ホームページをご覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>署名用電子証明書等が有効なマイナンバーカードと暗証番号</li><li>カードリーダー機能があるスマートフォンやパソコン</li></ul> <p>2 郵送（届出期間：新しい住所に住み始めた日から14日以内に行う転入手続に間に合うようお早めに） 転出届出前に引越しをされた場合は、郵送で転出届ができます。市民窓口課あてに次のものを郵送してください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>住民異動届又は転出届（特例）（三条市ホームページからダウンロードできます。）</li><li>本人確認書類の写し</li><li>転出証明書を返送するための返信用封筒（切手を貼付し宛名に新住所を記入したもの。新住所以外には郵送できません。）※マイナンバーカードをお持ちの方は返信用封筒は不要です。</li></ul> <p>3 窓口来庁（届出期間：転出予定日の14日前から新しい住所に住み始めた日の14日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>住民異動届</li><li>届出人（来庁者）の本人確認書類 (別世帯の代理人が手続する場合)</li><li>委任状</li><li>代理人の本人確認書類</li></ul>	<p>△必ず新しい住所に住み始めた日から14日以内に、転出証明書（又はマイナンバーカードと暗証番号）、届出人の本人確認書類をお持ちのうえ、転入先の市区町村で転入届を提出してください。</p> <p>※新しい住所に住み始めた日から14日以内に転出届を行わない場合、住民基本台帳法の規定により5万円以下の過料に処せられる場合がありますので、ご注意ください。</p> <p>また、新しい住所に住み始めた日から60日以内に転出届を行わずに住み始めた場合、住み始めた日が確認できるものが必要です。</p> <p>【住み始めた日が確認できるものの例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>アパート等の契約書</li><li>電気、ガス、水道料金の支払いのお知らせ、請求書、納付書等</li><li>既に住んでいる世帯主又は家屋管理人、借家契約している名義人等が作成した居住している旨の申述書等</li></ul> <p>△マイナンバーカードをお持ちの方は、原則、紙の転出証明書は発行しません。転入届は転出者全員分のカードと暗証番号をお持ちください。（暗証番号が不明なときは、本人より転入先で再設定が可能です。）</p> <p>・転出を取りやめるときは、転出証明書（又はマイナンバーカードと暗証番号、代理人が手続をする場合は委任状）を持参し「転出取消」の手続が必要です。</p> <p>・引越しワンストップサービスや郵送により転出届をされた方は、各種手続で証書や貸与品等の返却、消滅や変更届等提出が必要な手続を、スマート申請や郵送でも行うことができます。ご不明な点は、各問合せ先にご連絡ください。</p>	市民窓口課 市民総合窓口係 ☎0256-34-5540



マイナポータル



スマート申請



市民総合窓口予約

項目	対象者・必要なもの	その他	問合せ先
マイナンバー カード (国外継続利 用)	<p><b>【対象者】</b> マイナンバーカードをお持ちの日本人で国外転出後も継続利用を希望される方</p> <p><b>【必要なもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカードと暗証番号（数字4桁のもの）</li> <li>・国外でも連絡がとれる電話番号及びメールアドレス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国外転出予定日の前日までに国外継続利用申請をされない場合は、転出予定日でマイナンバーカードが失効します。</li> <li>・国外転出者向けマイナンバーカードは有効期限満了日の1年前から更新することが可能です。</li> </ul>	
印鑑登録	<p><b>【対象者】</b> 印鑑登録をされている方</p> <p><b>【必要なもの】</b> &lt;お持ちの場合&gt; 印鑑登録証</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転出予定日で自動的に抹消されます。印鑑登録証は、転出予定日以降、返却又は破棄してください。</li> <li>・必要な方は、転入先で新たに印鑑登録手続をしてください。</li> <li>・転出予定日前に印鑑登録証明書が必要なときは、印鑑登録証と転出証明書（又はマイナンバーカード）をお持ちください。</li> </ul>	市民窓口課 市民総合窓口係 ☎0256-34-5540
国民年金 (国外転出)	<p><b>【対象者】</b> 国民年金に加入されている方で国外転出をされる方</p> <p><b>【必要なもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金手帳又は基礎年金番号通知書（国外転出で任意加入を希望される場合）</li> <li>・預貯金通帳と銀行印</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国外転出は、国民年金被保険者関係届書の提出が必要です。任意加入を希望されるときは、併せて手続をしてください。 ※国内転出でマイナンバーと基礎年金番号が結びついている方は、原則届出は不要です。</li> </ul>	
年金受給者	マイナンバーと基礎年金番号が結びついている被保険者の方は、原則届出は不要です。ただし、住民票住所以外の居所を登録する場合、住所変更届の提出が必要です。届出の詳細は、年金の支払元（年金事務所・各共済組合）にお問合せください。		
国民健康保険	<p><b>【対象者】</b> 国民健康保険に加入されている方</p> <p><b>【必要なもの】</b> &lt;お持ちの場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険被保険者証又は資格確認書</li> <li>・限度額適用認定証</li> <li>・特定疾病療養受療証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者証又は資格確認書と各種認定証は、転出日の前日まで使用できます。</li> </ul> <p><b>△返却は不要です。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学を理由に転出するときは、マル学該当届の提出が必要です。在学証明書又は学生証（コピー可）をお持ちください。</li> <li>・施設入所を理由に転出するときは、国民健康保険住所地特例適用届の手續が必要です。</li> </ul>	健康づくり課 国保係 ☎0256-34-5442
後期高齢者医療 制度	<p><b>【対象者】</b> 後期高齢者医療制度に加入されている方</p> <p><b>【必要なもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者医療被保険者証又は資格確認書</li> </ul> <p>&lt;お持ちの場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・限度額適用認定証</li> <li>・特定疾病療養受療証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者証又は資格確認書と各種認定証は、転出日の前日まで使用できます。</li> </ul> <p><b>△返却は不要です。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟県外へ転出するときは、三条市が発行した「負担区分等証明書」が必要です。転出前に交付申請をしてください。</li> <li>・施設入所を理由に新潟県外へ転出するときは、高齢者の医療の確保に関する法律第55条・第55条の2該当届書の手續が必要です。</li> </ul>	高齢介護課 介護保険係 ☎0256-34-5476 介護認定係 ☎0256-34-5475
介護保険	<p><b>【対象者】</b> 介護保険制度に加入されている方</p> <p><b>【必要なもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険被保険者証</li> </ul> <p>&lt;お持ちの場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険負担割合証</li> <li>・介護保険負担限度額認定証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者証と各種認定証等は、転出日の前日まで使用できます。</li> </ul> <p><b>△返却は不要です。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護・要支援認定を受けていた方は、転入先で要介護・要支援認を受けていたことを伝えてください。</li> <li>・施設入所を理由に転出するときは、介護保険住所地特例適用届の手續が必要です。</li> </ul>	高齢介護課 介護保険係 ☎0256-34-5476 介護認定係 ☎0256-34-5475
高齢者福祉サー ビス ・紙おむつ助成 ・在宅介護支援 金 ・靴ステッカー ・認知症保険 ・生活用具貸与	<p><b>【対象者】</b> 高齢者福祉サービスを受けている方</p> <p><b>【必要なもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未使用的助成券</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受給資格消滅届の手續が必要です。</li> <li>・未使用的助成券は、転出日の前日まで使用できます。転出日以降、返却してください。</li> <li>・緊急通報装置、福祉電話の貸与を受けている方は、専門業者の撤去工事が必要です。（撤去工事は、立合いが必要です。）</li> </ul>	高齢介護課 介護保険係 TEL0256-34-5476

項目	対象者・必要なもの	その他	問合せ先
児童手当 (公務員を除く)	<p>【対象者】 児童手当を受給されている方</p> <p>【必要なもの】 &lt;転出に伴い受給者が変更する場合や受給者が対象児童と離れて国外転出する場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい受給者名義の預貯金通帳</li> <li>・新しい受給者のマイナンバー確認書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転出予定日の翌日から15日以内に転入先で手続が必要です。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなります。詳しくは、「三条市から転出される児童手当受給者の方へ」をご確認ください。</li> <li>・受給事由消滅届の手続が必要です。(マイナポータルの「ぴったりサービス」から手続ができます。)</li> <li>・転出に伴い受給者変更や海外転出するときは、受給者変更の手続が必要です。</li> </ul>	
児童扶養手当	<p>【対象者】 児童扶養手当の受給資格がある方</p> <p>【必要なもの】 ・児童扶養手当証書（全部支給停止者除く。また、婚姻等の理由により転入先で児童扶養手当を申請しない場合は、返却してください。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住所変更届又は資格喪失届の手続が必要です。</li> <li>・住所変更届の提出が必要な方は、転入先に証書をお持ちになり、手続をしてください。</li> </ul>	
ひとり親家庭等医療費	<p>【対象者】 ひとり親家庭医療を受給されている方</p> <p>【必要なもの】 ・ひとり親家庭等医療費受給者証</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受給資格喪失届の手続が必要です。</li> <li>・国民健康保険加入の方は転出予定日の前日まで使用できます。それ以外の保険に加入されている方は転出予定日の属する月の月末まで使用できます。有効期限を変更しますので、三条市に受給者証をお持ちください。</li> <li>・転入先で助成を受けるときは、手續が必要です。</li> </ul>	(栄庁舎) 子育て支援課 子育て支援係 ☎0256-45-1113
こども医療費	<p>【対象者】 子ども医療費を受給されている方</p> <p>【必要なもの】 ・子ども医療費の受給者証</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受給資格内容等変更届の手続が必要です。</li> <li>・受給者証は、転出日の前日まで使用できます。転出日以降、返却してください。</li> </ul>	
妊産婦医療費	<p>【対象者】 妊産婦医療費を受給されている方</p> <p>【必要なもの】 ・妊産婦医療費の受給者証</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受給資格内容変更届の手続が必要です。</li> <li>・受給者証は、転出日の前日まで使用できます。転出日以降、返却してください。</li> </ul>	
・自立支援医療 (育成医療) ・未熟児養育医療費	<p>【対象者】 自立支援医療（育成医療）、未熟児養育医療を受給されている方</p> <p>【必要なもの】 ・自立支援医療（育成医療）受給者証 ・養育医療券</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三条市での手続はありませんが、転出される旨を子育て支援課へ電話でご連絡ください。受給者証や養育医療券は転出日以降、返納又は破棄してください。</li> <li>・転入先で給付を受けるときは、手續が必要です。</li> </ul>	
サンキッズカード	<p>【対象者】 サンキッズカードを交付されている方</p> <p>【必要なもの】 サンキッズカード</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サンキッズカードを返納してください。</li> </ul>	
・保育所（園） ・認定こども園 ・地域型保育事業実施施設 ・幼稚園	<p>【対象者】 三条市内の保育所等に入所されている方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所等で保育実施解除願を提出してください。</li> <li>・現在の保育所等の継続利用を希望されるときは、事前に転入先の市区町村へご相談ください。（入所要件があります。）</li> </ul>	(栄庁舎) 子育て支援課 幼児・児童係 ☎0256-45-1115
小中義務教育学校	<p>【対象者】 三条市立学校から転校する児童・生徒</p>	今まで在学していた学校から「在学証明書」、「教科書給与証明書」を発行してもらい、転入先の市区町村で「転入学通知書」の交付を受け、新しい学校へお持ちください。	(栄庁舎) 教育総務課 学事係 ☎0256-45-1118
・就学援助費 ・特別支援教育就学奨励費	<p>【対象者】 就学援助費、特別支援教育就学奨励費を受給されている方</p>	「三条市から転出される受給者の方へ」をご確認ください。	
・身体障がい者手帳 ・療育手帳 ・精神障がい者保健福祉手帳	<p>【対象者】 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転入先で施設に入所、グループホームに入居等するときは、転出前に福祉課へお問合せください。施設入所以外の方は、三条市での手続はありません。</li> <li>・転入先で、住所変更の手続が必要です。</li> </ul>	福祉課 障がい支援係 ☎0256-34-5408

項目	対象者・必要なもの	その他	問合せ先
自立支援医療 (精神通院・更生医療)	【対象者】 自立支援医療（精神通院・更生医療）を受給されている方	・転入先で施設に入所、グループホームに入居等するときは、転出前に福祉課へお問合せください。施設入所等以外の方は、三条市での手続はありません。 ・転入先で、住所変更の手續が必要です。	
・重度心身障がい者医療費 ・精神障がい者医療費	【対象者】 重度心身障がい者医療費、精神障がい者医療費助成を受けている方 【必要なもの】 ・重度心身障がい者医療費受給者証 ・精神障がい者医療費助成受給者証	・喪失届の手續が必要です。 ・受給者証は、転出日の前日まで使用できます。転出日以降、返却又は破棄してください。 ・転入先で助成を受けるときは、手續が必要です。	
・特別児童扶養手当 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当	【対象者】 ・特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当を受けている方	・氏名住所変更届の手續が必要です。 ・転入先でも、住所変更の手續が必要です。	福祉課 障がい支援係 ☎0256-34-5408
・障がい福祉サービス ・地域生活支援事業	【対象者】 ・障がい福祉サービス、地域生活支援事業を受給されている方 【必要なもの】 ・障害福祉サービス受給者証 ・地域生活支援事業受給者証	受給者証は、転出予定日の前日まで使用できます。転出日以降、返却又は破棄してください。	
心身障害者扶養共済	【対象者】 心身障害者扶養共済に加入されている方	氏名・住所変更届の手續が必要です。	
市税の納税管理人の設定	【対象者】 市税が課税されている方で納税管理人の設定を希望される方 【必要なもの】 ・来庁される方の本人確認書類	納税義務者の方が市外（国外）に転出するときは、納税管理人を設定し、納税に関する手續を委任することができます。	税務課資産税係 ☎0256-34-5530 税務課市民税係 ☎0256-34-5529
原動機付自転車等（125cc以下の二輪車及び小型特殊自動車）	【対象者】 原動機付自転車等を所有又は使用されている方で、廃車・市内の方へ名義変更をされる方 【必要なもの】 ・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・来庁される方の本人確認書類	その他の手續は、以下までお問合せください。  軽自動車：転入先の軽自動車検査協会 125cc超の二輪車：普通自動車転入先の運輸支局	税務課 市民税係 ☎0256-34-5529
水道	【対象者】 ・水道の使用を休止される方 ・給水装置を撤去される方	・水道を休止するときは、電話でご連絡ください。 ・給水装置を撤去されるときは、届出が必要です。	水道お客さまセンター (〒955-0065 三条市旭町1丁目 19番21号) ☎0120-25-0015
引っ越しの際のごみ	【対象者】 三条市内に住所がある方	ごみの持ち込み先は、清掃センターです。 大量に持ち込むときは、事前にご相談ください。	清掃センター (〒959-1102 三条市福島新田乙 239) ☎0256-45-4797
犬の登録	【対象者】 犬の所有者	三条市での手續はありません。 転入先に三条市の「犬鑑札」をお持ちになり、犬の登録事項変更の手續をしてください。	環境課 環境衛生係 ☎0256-34-5558
交通災害共済	【対象者】 新潟県交通災害共済に加入されている方	・住所変更に伴う手續は不要です。 ・共済期間中は、会員の資格は失いません。	環境課 生活安全・交通係 ☎0256-34-5574
緊急告知FMラジオ	【対象者】 緊急告知緊急告知FMラジオを貸与されている方で次の貸与基準を満たさなくなった方 <貸与基準> 65歳以上の高齢者のみの世帯、障がい者のみの世帯	市から緊急告知FMラジオを貸与された方が転出されて、貸与基準を満たさなくなったときは、行政課に返却してください。	行政課 防災対策室 ☎0256-34-5517

令和8年2月作成